

内閣参質二一六第三二号

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出投票権のない外国籍市民の投票が有効となったことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出投票権のない外国籍市民の投票が有効となったことに関する質問に対する答

弁書

一について

選挙の当日選挙権を有しない者の投票は、本来無効であるべき投票であるが、いずれの投票が選挙の当日選挙権を有しない者の投票であるか投票自体から識別することができないこと等から、開票の際には、選挙の当日選挙権を有しない者の投票であることを判断して効力を決定することとはされておらず、御指摘の件についても、開票管理者においてこれに基づいて対応したものと承知している。

二について

お尋ねの「期日前投票の際、実際には投票券・身分証明書を持参せずとも投票可能であること」の意味するところが必ずしも明らかではないが、総務省においては、選挙人が投票所入場券を持参しない場合には、不正防止の見地から、本人確認書類の提示を求めることや氏名や住所等を確認すること等により、本人確認を徹底した上で、投票用紙の交付を行うよう、都道府県の選挙管理委員会を通じて市町村の選挙管理委員会に助言してきているところであり、投票管理者においてこれに基づいて対応しているものと承知

している。

三について

お尋ねの「今後の対策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「投票の際の身分証明書の提示義務付け」を行うことについては、本人確認書類を保有していない選挙人の投票を拒否できるか等の論点があるところ、選挙権の行使に関わる事柄であることから、各党各会派において御議論いただくべきものと考えている。